

(証券コード9416)
2023年3月14日
(電子提供措置の開始日2023年3月7日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

株式会社 ビジョン

代表取締役
社長兼CEO 佐野 健一

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.vision-net.co.jp/ir/library/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>
(東証上場会社情報サービス)



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ。3頁から5頁に記載の議決権行使のご案内に従って、2023年3月29日（水曜日）午後6時までに議決権を行使頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル30階
NSスカイカンファレンス ホールB

（末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第22期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 取締役及び監査役の報酬限度額の改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席頂けます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・本株主総会へご出席を検討されている株主様は、株主総会当日の状況に応じて、マスクの持参・着用などの感染予防にご配慮頂きますようお願い申し上げます。・登壇する当社役員及び株主総会運営スタッフは、株主総会当日の状況に応じて、マスクの持参・着用などの感染予防を講じて対応をさせていただきます。 |
|--|

◇議決権行使の方法についてご案内

1. 株主総会にご出席頂く場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、代理人によるご出席の場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名を選任し、代理権を証する書面と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年3月30日（木曜日）午前10時

受付は、午前9時30分から開始いたします。

2. 株主総会にご出席頂けない場合

(1) 郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送ください。

※到着までに数日を要しますので、お早めの投函をお願いいたします。

議決権行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後6時到着分まで

(2) インターネットによる議決権行使の場合

① 「スマート行使」による方法

同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取り頂き、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。



② 議決権行使コード・パスワード入力による方法

議決権行使ウェブサイト▶<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>において、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

詳しくは、4頁から5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

議決権行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後6時入力完了分まで

3. 議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

(1) 郵送（議決権行使書）及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせて頂きます。

(2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせて頂きます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせて頂きます。

議案に対し賛否（又は棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱わせて頂きます。

◇インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取り、「スマート行使」ウェブサイトへアクセスして頂き、画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード及びパスワードのご入力は不要です）。「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせて頂きます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使頂く必要があります。

2. 「議決権行使ウェブサイト（議決権行使コード・パスワード入力）」による方法



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更して頂く必要があります。

- ・議決権行使コード及びパスワードは、株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社証券代行部（下記）までお問い合わせください。

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先	上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日(年末年始除く)9:00~21:00)	フリーダイヤル 0120-288-324 (平日(年末年始除く)9:00~17:00)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

以上

◇インターネットによるライブ配信及び事前質問受付のご案内

本株主総会につきましては、ご来場をお控え頂いた株主様が本株主総会の模様をご視聴頂けるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けいたします。ライブ配信及び事前質問をご利用頂く場合は、7頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時
2023年3月30日（木曜日） 午前10時から
2. アクセス方法

接続先 <https://web.sharely.app/login/vision-21>

<必要事項>株主番号、郵便番号、保有株式数



- ① 上記のURLをご入力頂くか、右図のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※ご不明点に関しましては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、下記窓口までお問い合わせください。

なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできかねます。あらかじめご了承ください。

【バーチャル株主総会 Sharely お問い合わせ窓口】

電話番号 03-6416-5286

受付時間 2023年3月30日（木曜日） 午前9時から株主総会終了時まで

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」に従ってログインして頂き、動画配信画面の右下にある「質問する」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

【事前質問受付時間】

2023年3月14日（火曜日）～2023年3月28日（火曜日） 午後6時

※受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合があります。

以上

注意事項

- ・本ライブ配信は株主総会の模様をご視聴頂けますが、当日の決議へご参加頂くことはできません。株主様におかれましては、郵送（書面）又はインターネットによる議決権の事前行使をお願いしたく、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2023年3月29日（水曜日）午後6時までに行使頂きますようお願い申し上げます。
- ・本ライブ配信は株主総会の模様をご視聴頂けますが、当日の質疑応答には対応しておりません。事前質問受付をご利用ください。また事前質問受付から動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、株主総会会場にご出席ください。
- ・当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・当日において、株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴頂く際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び当社役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、実質総雇用者所得は弱含み、消費者マインドは弱い動きとなっていますが、着実な回復をしている旅行需要をはじめとし、緩やかな持ち直し傾向にあります。先行きについては、ウィズコロナの下で景気が持ち直していくことが期待されております。

ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気の下押しリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大についても十分注意する必要があります。

このような経済環境の中、当社グループは主力事業であるグローバルW i F i 事業、情報通信サービス事業に注力し、社会のニーズに柔軟に対応すべく努めてまいりました。

また、当連結会計年度より新たなセグメントとしてグランピング・ツーリズム事業を展開しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は25,487百万円（前期比40.8%増）、営業利益は2,414百万円（前期比118.5%増）、経常利益は2,422百万円（前期比111.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,548百万円（前期比112.4%増）と、いずれも前期実績を上回る結果となっております。

セグメント別の状況

当社グループの報告セグメントは、「グローバルW i F i 事業」、「情報通信サービス事業」及び「グランピング・ツーリズム事業」の計3セグメントとなっております。各区分における概況は以下のとおりです。

「グローバルW i F i 事業」

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い実施されていた入国制限については、世界的に緩和・全廃の動きが加速しています。

日本においては、2022年6月に添乗員付きツアー客の入国受入れ再開や段階的な水際措置の緩和がなされ、更に10月より個人旅行の受入れや査証免除措置の再開等が実施されました。

この結果、2022年12月の訪日外国人数は137万人、年間には383万人となり、新型コロナウイルス感染症拡大以前と比較して回復傾向にあります。

出国日本人数も2022年4月度に10万人、8月度に30万人、12月度においては43万人に達し、順調に増加しています。

このような環境を背景とした、アウトバウンド、インバウンド及び国内利用の様々な通信需要に応じてきたことに加え、PCR検査サービスの提供も好調に推移しました。

また、空港検疫所における日本入国時の検疫手続き関連業務も引き続き対応してまいりました。

これらの取り組みにより、当連結会計年度における売上高は14,389百万円（前期比58.6%増）、セグメント利益は3,078百万円（前期比197.9%増）と前期実績を上回っております。

「情報通信サービス事業」

当連結会計年度においては、移動体通信機器とOA機器の販売が好調に推移いたしました。

更に、将来的なアップセルやクロスセル、長期的な解約率の低減、ストック商材による継続的収入といった、ライフタイムバリュー（顧客生涯価値）の最大化を図り、営業コストは一時的に増加するものの、月額制自社サービスの拡販に努めてまいりました。

また、当連結会計年度より会議室のレンタルサービス等、新たなサービスの提供を行ってまいりました。

この結果、売上高は10,615百万円（前期比20.6%増）と前期実績を上回りましたが、セグメント利益は765百万円（前期比31.4%減）と前期実績を下回りました。

「グランピング・ツーリズム事業」

当連結会計年度より当社グループにおいて、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、グローバルWiFi事業、情報通信サービス事業に続く第3のセグメントとしてグランピング・ツーリズム事業を新たに展開しております。

グランピングの魅力である自然との一体感が感じられ、プライベート性を重視した独立型ドームテントを設け、お客様に非日常的空間やサービスを提供しております。

2022年4月に鹿児島県霧島市の「こしかの温泉」を「VISION GLAMPING Resort & Spa こしかの温泉」としてリニューアルオープンし、続いて12月に富士山の麓の山中湖畔に「VISION GLAMPING Resort & Spa 山中湖」をオープンし営業を開始しております。

当連結会計年度では、利用申込みは順調に増加し売上高は340百万円を計上しましたが、翌連結会計年度以降への先行投資を進めたことでセグメント損失は122百万円となっております。

セグメント別売上高

事業区分	第21期 (2021年12月期) (前連結会計年度)		第22期 (2022年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比 増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
グローバル W i F i 事業	9,070	50.1	14,389	56.5	5,319	58.6
情報通信 サービス事業	8,804	48.6	10,615	41.6	1,810	20.6
グランピング・ ツーリズム事業	—	—	340	1.3	340	—
その他	235	1.3	197	0.8	△37	△16.0
調整額	△10	△0.1	△55	△0.2	△45	—
合 計	18,100	100.0	25,487	100.0	7,386	40.8

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,460百万円であります。その主なものは、グランピング事業用施設の取得及びレンタル用モバイルW i - F i ルーターの取得によるものであります。

(3) 対処すべき課題

グローバルW i F i 事業において対処すべき課題は次のとおりです。

- ① 海外渡航回復に向けた収益の向上
サービスプランの拡充・業務効率改善により、新型コロナウイルス感染 症拡大前よりも高い収益が出せる事業構造の構築
- ② インバウンド需要獲得と海外販路の拡充
インバウンド向けのプロモーション強化・利便性向上、海外展開を見据えたサービス及び海外販路の拡充
- ③ 安定収益の拡大
法人向けの社内常備型「グローバルW i F i f o r B i z」の販売強化

情報通信サービス事業において対処すべき課題は次のとおりです。

① 外部環境の変化への対応

複数の事業、販売チャネルを活かした柔軟な事業運営（時代及び顧客ニーズの的確な把握とニーズにあった商品・サービスの提供）

② 既存事業の生産性向上

WEBマーケティング、営業、CLT（カスタマー・ロイヤリティ・チーム）、エスカレーション（事業部間連携、顧客紹介）等の当社グループの強みを活かした生産性向上

③ 長期的に安定した収益基盤の構築

月額制自社サービスの拡販及び継続利用による安定したストック収益の向上

グランピング・ツーリズム事業において対処すべき課題は次のとおりです。

① 魅力的なカテゴリーの確立

持続的成長の実現のために、グランピングという宿泊カテゴリーを一過性のブームで終わらせず、リゾートホテル・旅館に並ぶ新たな魅力的なカテゴリーとしての確立及び定着

② 開発力強化

既存施設においては、魅力を維持及び向上させるための持続的な設備投資、新規施設においてはオンスケジュールでの開発及び建設計画の実行と常に新しい魅力を備えた施設をオープンさせ続ける開発力強化

③ 集客力強化

日本人旅行者のみならず、訪日外国人も集客できる効果的なプロモーションとブランディングの確立

当社グループの「対処すべき課題」の解決には、優秀な人材を継続的に確保・教育することが課題であると認識しています。事業拡大、サービス品質の向上及びブランディングの確立により、知名度を高めることで、当社グループが必要とする優秀な人材を継続的に確保することに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2019年12月期)	第20期 (2020年12月期)	第21期 (2021年12月期)	第22期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	27,318,168	16,654,475	18,100,837	25,487,727
経 常 利 益 (千円)	3,358,939	227,947	1,143,772	2,422,500
親会社株主に帰属する当期純利益(△純損失) (千円)	2,226,322	△1,183,960	729,129	1,548,610
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	46.05	△25.07	15.47	31.96
総 資 産 (千円)	15,173,575	11,313,034	14,932,162	17,951,550
純 資 産 (千円)	10,905,176	8,769,171	10,122,215	12,039,996
1株当たり純資産 (円)	226.80	185.79	212.52	245.75

(注) 2019年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第19期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2019年12月期)	第20期 (2020年12月期)	第21期 (2021年12月期)	第22期 (当 期) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	25,442,235	15,350,845	16,964,191	22,782,562
経 常 利 益 (千円)	3,046,185	40,822	864,499	2,229,164
当期純利益(純損失△) (千円)	2,041,905	△1,465,119	548,171	1,520,957
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	42.24	△31.03	11.63	31.39
総 資 産 (千円)	14,214,274	10,227,597	12,254,973	14,814,855
純 資 産 (千円)	10,058,682	7,644,334	8,771,289	10,574,153
1株当たり純資産 (円)	209.16	161.92	184.18	215.92

(注) 2019年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第19期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社メンバーズネット	10,000 千円	100 %	情報通信サービス事業
ベストリンク株式会社	10,000	100	グローバルW i F i 事業 情報通信サービス事業
株式会社アルファータクノ	10,000	100	情報通信サービス事業
株式会社BOS	10,000	100	情報通信サービス事業
株式会社ビジョンアド	10,000	60	その他事業 (メディア事業)
株式会社ビジョンデジタルマーケティング	10,000	80	その他事業 (メディア事業)
株式会社あどぼる	10,000	(※)50	情報通信サービス事業
こしかの温泉株式会社	53,880	100	グランピング・ツーリズム事業
株式会社プロモーションプラス	5,000	100	情報通信サービス事業
Vision Mobile Korea Inc. (韓国法人)	300,000,000	KRW 100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile Hawaii inc. (アメリカ (ハワイ) 法人)	150,000	USD 100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile Hong Kong Limited (香港法人)	300,000	HKD 100	グローバルW i F i 事業
無限全球通移動通信股份有限公司 (台湾法人)	5,000,000	NTD 100	グローバルW i F i 事業
GLOBAL WIFI.COM PTE.LTD. (シンガポール法人)	160,000	SGD 100	グローバルW i F i 事業
GLOBAL WIFI.UK LTD (英国法人)	40,000	GBP 100	グローバルW i F i 事業
VISION VIETNAM ONE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANY (ベトナム法人)	2,100,000,000	VND 100	I T 事業 (プログラムの作成等)
上海高效通信科技有限公司 (中国 (上海) 法人)	1,700,000	USD 100	グローバルW i F i 事業
Global WiFi France SAS (フランス法人)	220,000	EUR 100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile Italia S.r.l. (イタリア法人)	220,000	EUR 100	グローバルW i F i 事業
VISION MOBILE USA CORP. (アメリカ (カリフォルニア) 法人)	470,000	USD 100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile New Caledonia SAS (ニューカレドニア法人)	1,000,000	CFP 100	グローバルW i F i 事業

(注) 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

※は、間接保有も含む比率を表示しております。

(6) 主要な事業内容

事業名	事業内容
グローバルW i F i 事業	世界各国の通信キャリア等から現地の方が利用しているローカルネットワーク（データ通信サービス）を仕入れ、各地域へ渡航される方へモバイルW i F i ルーター等をレンタルし、収益を得るサービスを行っております。
情報通信サービス事業	スタートアップ、ベンチャー企業、及びその他一般企業向けに、各種通信サービスの加入取次、移動体通信機器の販売、O A 機器販売、ホームページ制作等のサービス提供を行っております。
グランピング・ツーリズム事業	自然との一体感が感じられ、プライベート性を重視した独立型ドームテントを設け、お客様に非日常的空間やサービスを提供しております。

(7) 企業集団の主要拠点等（2022年12月31日現在）

① ビジョングループ



② 国内拠点

本社

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

営業所

札幌、成田、新宿、渋谷、横浜、名古屋、関西（大阪）、福岡、ビジョン・フューチャー・ビジネス・センター（佐賀）、那覇

空港カウンター（委託含む）

成田空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、伊丹空港（大阪国際空港）、旭川空港、新千歳空港、仙台空港、新潟空港、小松空港、福岡空港、北九州空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、みやこ下地島空港、富士山静岡空港

(8) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

①企業集団の従業員数

	従業員数	前連結会計年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	432名	32名増	36.0歳	7.8年
女性	217名	10名増	31.7歳	4.8年
合計	649名	42名増	34.6歳	6.8年

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）は含んでおりません。

②当社の従業員数

	従業員数	前事業年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	343名	13名増	36.1歳	8.6年
女性	157名	2名増	31.5歳	5.2年
合計	500名	15名増	34.6歳	7.5年

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）は含んでおりません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	123,000,000株
(2) 発行済株式の総数	50,422,200株
(3) 株主数	8,153名
(4) 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐 野 健 一	11,507,500 株	23.52 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,752,300	13.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,404,400	13.09
INTERACTIVE BROKERS LLC	2,507,300	5.13
STATE STREET BANK AND TRU ST COMPANY 505001	1,366,742	2.79
GOVERNMENT OF NORWAY	1,226,516	2.51
MSCO CUSTOMER SECURITIES	795,173	1.63
野村信託銀行株式会社（投信口）	788,600	1.61
THE BANK OF NEW YORK, TR EAT Y JASDEC ACCOUNT	676,300	1.38
GOLDMAN SACHS INTERNATION AL	564,800	1.15

- (注) 1. 当社は、当事業年度末において自己株式1,501,642株を保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

第2回新株予約権	
発行決議日	2013年2月1日
新株予約権の数	2個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式：1,200株 新株予約権1個につき：600株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	新株予約権1個当たり102,000円 1株当たり170円
権利行使期間	2015年2月4日から 2023年2月3日まで
行使の条件	別記
取締役 (社外取締役を除く)	保有者数：1名 目的となる株式数：1,200株 新株予約権の数：2個
監査役	保有者数：1名 目的となる株式数：1株 新株予約権の数：1個

(別記)
行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、行使することができることについての当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
 2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 3. 2015年2月4日あるいは株式が金融商品取引所に上場した日から1年のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
 4. その他の行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 (2022年12月31日現在)

	第3回新株予約権
発行決議日	2017年11月13日
新株予約権の数	13,340個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式: 4,002,000株 新株予約権1個につき: 300株
新株予約権の払込金額	1個当たり1,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	新株予約権1個当たり258,900円 1株当たり863円
権利行使期間	2019年4月1日から 2025年3月31日まで
行使の条件	別記
割当者数	159名

(別記)

行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の営業利益が下記に掲げる条件を充たした場合、充たした条件に応じて、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下「行使可能割合」という）を乗じた新株予約権を、当該営業利益水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - ①2018年12月期の営業利益が21億円を超過し、かつ2019年12月期の営業利益が26億円を超過した場合：行使可能割合 30%
 - ②2020年12月期の営業利益が31億円を超過した場合：行使可能割合 30%
 なお、①及び②の両方の条件を充たした場合の行使可能割合は60%とする。
- ③上記のいずれかにかかわらず、2018年12月期から2021年12月期のいずれかの事業年度における営業利益が36億円を超過した場合：行使可能割合100%
2. 新株予約権者は、2018年12月期から2021年12月期のいずれかの事業年度における営業利益が16億円を下回った場合、既に行使可能となっている新株予約権を除き、新株予約権を行使できない。
3. 新株予約権者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役（社外取締役を除く）もしくは、従業員又は当社子会社の従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、当社取締役会が諸般の事情を考慮の上、相続人による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、その相続人は、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった新株予約権を行使できる。
5. 相続人による新株予約権の再度の相続は認めない。
6. 新株予約権の行使により当社発行済株式総数がその時点における発行可能株式総数を超過するときは、新株予約権の行使はできない。
7. 新株予約権の1個未満の行使は認めない。
8. その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

	第4回新株予約権
発行決議日	2022年3月1日
新株予約権の数	7,200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式：720,000株 新株予約権1個につき：100株
新株予約権の払込金額	1個当たり800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	新株予約権1個当たり116,200円 1株当たり1,162円
権利行使期間	2024年4月1日から 2032年3月31日まで
行使の条件	別記
割当者数	32名

(別記)

行使の条件

- 新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期までの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様。）に記載された営業利益が下記①又は②に定める条件を充たした場合にのみ、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、割当てられた本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使可能となる本新株予約権に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

①2023年12月期から2025年12月期までのいずれかの事業年度において、営業利益が40億円を超過した場合：行使可能割合 50%

②2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度において、営業利益が50億円を超過した場合：行使可能割合 100%

上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。
- 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐野 健一	Vision Mobile Hawaii Inc. Representativedirector and president Vision Mobile Hong Kong Limited 董事長 GLOBAL WIFI.COM PTE.LTD. Representative Director 無限全球通移動通信股份有限公司 董事長 上海高效通信科技有限公司 董事長 Global WiFi France SAS président Vision Mobile Italia S.r.l. Presidente del CdA VISION MOBILE USA CORP. Director and President Vision Mobile New Caledonia SAS président
取締役常務執行役員	中本 新一	管理本部長 Vision Mobile Korea Inc. 理事 Vision Mobile Hawaii Inc. director and vice-president 無限全球通移動通信股份有限公司 董事 上海高效通信科技有限公司 董事 VISION MOBILE USA CORP. Director Vice-President こしかの温泉株式会社 取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役常務執行役員	大田 健司	<p>営業本部長 Vision Mobile Korea Inc. 理事 Vision Mobile Hawaii Inc. director and vice-president 無限全球通移動通信股份有限公司 董事 ベストリンク株式会社 代表取締役 上海高效通信科技有限公司 董事 Global WiFi France SAS directeur général Vision Mobile Italia S.r.l. Consigliere VISION MOBILE USA CORP. Director Vice-President Vision Mobile New Caledonia SAS directeur général 株式会社アルファータクノ 代表取締役 株式会社BOS 取締役 株式会社ビジョンアド 取締役 株式会社ビジョンデジタルマーケティング 代 表取締役 こしかの温泉株式会社 取締役 株式会社あどばる 取締役</p>
取締役	内藤真一郎	<p>株式会社ファインドスターグループ 代表取締役 テモナ株式会社 取締役</p>
取締役	原田 静織	<p>株式会社ランドリーム 代表取締役 TOUCH GROUP株式会社 代表取締役</p>
取締役	那珂 通雅	<p>ボードウォーク・キャピタル株式会社 代表取締役 株式会社アイスタイル 取締役 株式会社ベクトル 取締役</p>
常勤監査役	梅原 和彦	—
監査役	茂田井純一	<p>公認会計士 株式会社アカウンティング・アシスト 代表取締役 株式会社ZOZO 監査役 株式会社CARTA HOLDINGS 監査役 gooddaysホールディングス株式会社 取締役 株式会社Geolocation Technology 監査役</p>
監査役	寶角 淳	<p>公認会計士 株式会社ストリーム 代表取締役副社長 株式会社ファーストロジック 監査役</p>
監査役	中島 義則	<p>弁護士 中島義則法律事務所 所長</p>

- (注) 1. 取締役内藤真一郎氏、原田静織氏及び那珂通雅氏は、社外取締役であります。
2. 監査役梅原和彦氏、茂田井純一氏、實角淳氏及び中島義則氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、内藤真一郎氏、原田静織氏、那珂通雅氏、梅原和彦氏、茂田井純一氏、實角淳氏及び中島義則氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 監査役茂田井純一氏及び實角淳氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社では、経営の意思決定の業務執行機能を分離し、それぞれの効率・迅速化を図り経営体制を強化するため、執行役員制度を導入しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役がその職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を含む被保険者がその役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。なお、保険料金は全て当社にて負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の各人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針について2021年1月15日開催の取締役会において決議し、決定しており、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすること及び、社外役員が過半数を占める取締役会の意見を得ることで客観性及び透明性を確保するという基本方針のもと、当事業年度における取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の限度内で、当社の業績や貢献度等を勘案し、取締役会決議による委任に基づき代表取締役が決定しております。なお、取締役各人の報酬等については、取締役会において決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿ったものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬限度額は、2004年9月15日開催の臨時株主総会にて取締役は年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれない）、監査役は年額2千万円以内とすることが決議されております。なお、当該臨時株主総会終結時の役員の員数は、取締役3名、監査役1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 佐野健一 であり、2004年9月15日開催の臨時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、当社の業績や貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。なお、これらの決定権限を委任した理由は、同氏が創業以来一貫して当社の経営を主導してきた貴重な経験と知見を有することなどから、当社の経営状態を最も熟知し、総合的に役員報酬の決定をできるものと判断したためであります。

④ 業績連動報酬に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 非金銭報酬等の内容

該当事項ありません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	6名（3名）	30,396千円（13,200千円）
監査役（うち社外監査役）	4名（4名）	18,000千円（18,000千円）
合 計（うち社外役員）	10名（7名）	48,396千円（31,200千円）

（注）取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

②社外役員の当事業年度における活動状況

社外取締役及び社外監査役の当事業年度における活動状況は、次のとおりであります。

		主 な 活 動 状 況
取締役	内藤真一郎	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主にWEBマーケティングに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
取締役	原田 静織	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主にインバウンドビジネスに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
取締役	那珂 通雅	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主に金融業界・グローバルビジネスに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
監査役	梅原 和彦	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回全てに出席し、金融機関での豊富な経験と高い見識及び企業経営者としての経営に対する幅広い見識から、適宜発言を行うとともに、その他重要な会議についても参画し、常勤監査役として取締役の業務執行を監査しております。
監査役	茂田井純一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会15回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・知識から、適宜発言を行っております。
監査役	寶角 淳	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会15回のうち13回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・知識から、適宜発言を行っております。
監査役	中島 義則	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回全てに出席し、主に検事・弁護士として培ってきた豊富な経験・知識から、適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,384千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を定め決議しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役及び使用人の業務執行が、法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「コンプライアンス規程」を定める。
- b コンプライアンス活動を徹底させるため、社長を担当役員とするコンプライアンス委員会を設置し、全社的な取り組みを行う。
- c 内部監査室を設置し、代表取締役が承認した監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに監査役に報告する。
- d 違反行為や疑義のある行為等を役員及び使用人が直接通報できる手段を確保するものとし、その一つとして役員及び使用人が社外に直接通報できるコンプライアンス通報・相談窓口を設置し運営する。この場合、通報者の承諾がない限り通報者の氏名を開示しない（匿名性の保障）ことと通報者に不利益がないことを確保する。
- e 取締役会は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 文書管理規程に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - (a) 株主総会議事録及び関連資料
 - (b) 取締役会議事録及び関連資料
 - (c) 経営会議議事録及び関連資料
 - (d) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録及び関連資料
 - (e) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- b 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書管理規程」及び「文書保存年限表」に基づき適正に保存・管理する。
- c 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「情報セキュリティ規程」、「情報セキュリティ運営規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。
- d 取締役及び監査役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写又は複写することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a リスク管理に関しては、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、リスク管理委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。
- b 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会に対して報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- b 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
- c 取締役及び使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a グループ会社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、当社が制定した「関係会社管理規程」の遵守を求める。
- b 内部監査室による内部監査を実施し、適宜、グループ会社の適正な業務執行を監視する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a 監査役の業務を補助すべき使用人を置くこと及び置く場合の員数については、監査役と取締役会で協議の上で決定する。
- b 前項の使用人が監査役の職務を補助する際には、取締役の指示命令を受けないものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- a 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- b 経理部長等は、その職務の内容に応じ、定期的に監査役に対する報告を行う。
- c 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の重要な会議に監査役会の指名した監査役が出席する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、内部監査室及び会計監査人から定期的に監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- a 反社会的勢力とは関係を持たないことをコンプライアンス方針として定めており、毅然とした姿勢で対応する。
- b 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は法務部を対応部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。
- c 事業に関わる契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことの確認を行う。
- d 事業に関わる契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又は関わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規定」等を契約書面にて交わす。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会のほか、リスク管理委員会を開催し、継続的に経営上のリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査のほか、管理職者の面談や経営会議などの社内的重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、更なる企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社グループを取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決議機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,852,677	流動負債	4,872,939
現金及び預金	8,156,512	支払手形及び買掛金	820,701
売掛金	3,658,679	1年内返済長期借入金	120,097
リース投資資産	12,977	リース債務	12,977
商 品	224,171	未 払 金	2,180,363
貯 蔵 品	15,939	未 払 法 人 税 等	499,182
そ の 他	903,594	賞 与 引 当 金	366,769
貸倒引当金	△119,196	そ の 他	872,847
固定資産	5,098,873	固定負債	1,038,615
有形固定資産	2,185,266	長期借入金	847,078
建物及び構築物	1,376,849	リース債務	1,317
機械装置及び運搬具	113,086	繰延税金負債	7,749
工具、器具及び備品	120,141	そ の 他	182,469
レンタル資産	173,697		
リース資産	1,780	負債合計	5,911,554
土 地	335,007	(純資産の部)	
建設仮勘定	63,439	株 主 資 本	11,912,147
そ の 他	1,264	資 本 金	2,535,941
無形固定資産	1,331,922	資 本 剰 余 金	2,602,056
ソフトウェア	172,754	利 益 剰 余 金	8,637,117
の れ ん	1,159,147	自 己 株 式	△1,862,967
そ の 他	21	その他の包括利益累計額	110,220
投資その他の資産	1,581,684	その他有価証券評価差額金	△14,198
投資有価証券	199,492	為替換算調整勘定	124,419
長期貸付金	3,915	新株予約権	11,344
繰延税金資産	363,985	非支配株主持分	6,284
リース投資資産	1,317		
そ の 他	1,080,269	純資産合計	12,039,996
貸倒引当金	△67,295	負債・純資産合計	17,951,550
資産合計	17,951,550		

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		25,487,727
売上原価		13,157,134
売上総利益		12,330,593
販売費及び一般管理費		9,916,027
営業利益		2,414,565
営業外収益		
受取利息	2,058	
受取配当金	4,615	
為替差益	1,908	
その他	13,796	22,378
営業外費用		
支払利息	11,632	
その他	2,811	14,444
経常利益		2,422,500
特別利益		
固定資産売却益	274	
投資有価証券売却益	1,230	1,504
特別損失		
固定資産除却損	19,812	
投資有価証券評価損	17,405	
本社移転費用	19,718	
解約違約金	9,753	66,689
税金等調整前当期純利益		2,357,315
法人税、住民税及び事業税	537,940	
法人税等調整額	266,927	804,867
当期純利益		1,552,447
非支配株主に帰属する当期純利益		3,836
親会社株主に帰属する当期純利益		1,548,610

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,387,915	2,454,031	7,088,507	△1,862,904	10,067,549
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	148,025	148,025			296,050
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,548,610		1,548,610
自己株式の取得				△63	△63
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	148,025	148,025	1,548,610	△63	1,844,597
当期末残高	2,535,941	2,602,056	8,637,117	△1,862,967	11,912,147

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	5,109	40,991	46,101	6,116	2,447	10,122,215
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						296,050
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,548,610
自己株式の取得						△63
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△19,308	83,427	64,119	5,227	3,836	73,183
当期変動額合計	△19,308	83,427	64,119	5,227	3,836	1,917,781
当期末残高	△14,198	124,419	110,220	11,344	6,284	12,039,996

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・21社

連結子会社の名称

株式会社メンバーズネット
ベストリンク株式会社
株式会社アルファータクノ
株式会社BOS
株式会社ビジョンアド
株式会社ビジョンデジタルマーケティング
株式会社あどばる
こしかの温泉株式会社
株式会社プロモーションプラス
Vision Mobile Korea Inc.
Vision Mobile Hawaii Inc.
Vision Mobile Hong Kong Limited
無限全球通移動通信股份有限公司
GLOBAL WIFI.COM PTE. LTD.
GLOBAL WIFI.UK LTD
VISION VIETNAM ONE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANY
上海高效通信科技有限公司
Global WiFi France SAS
Vision Mobile Italia S.r.l.
VISION MOBILE USA CORP.
Vision Mobile New Caledonia SAS

前連結会計年度において非連結子会社であったこしかの温泉株式会社は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、株式会社プロモーションプラスは2022年10月31日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

ビジョンベンチャーズ株式会社

(連結範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数…1社

持分法を適用する関連会社名

株式会社eeeats

3. 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社あどぼるの決算日は5月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、11月30日現在で仮決算を実施し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。また、株式会社プロモーションプラスの決算日は1月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、10月31日現在で仮決算を実施し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

更にVision Mobile Hong Kong Limited他6社の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の決算書を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

また、持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なりますが、持分法適用会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出）

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品 … 先入先出法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

貯蔵品 … 先入先出法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）、レンタル資産及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～20年
レンタル資産	2年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① グローバルW i F i 事業関連

グローバルW i F i 事業は、モバイルデータ通信を行うルーター端末のレンタルを主に行っており、契約に基づくレンタル期間において通信サービスを提供する義務があり、レンタル期間の履行義務の充足に伴い収益を認識しております。レンタルに含まれるリース収益については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づき、収益を認識しております。

また、空港業務受託は空港検疫所における日本入国時の検疫手続き関連業務の売上であります。顧客との間に締結した役務提供契約に基づきサービスを顧客に提供する義務があり、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

これらのサービスの対価は、概ね1ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 情報通信サービス事業関連

情報通信サービス事業は、通信回線の取次ぎ、複合機・ネットワーク機器等の販売、ホームページの制作等を行っており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があり、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。これらのサービス、商品提供の対価は、概ね1ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、通信回線の取次サービスにおいて、顧客が短時間で通信回線を解約した際に発生する返戻金の見込み額を返金負債として認識しております。

③ グランピング・ツーリズム事業関連

グランピング・ツーリズム事業は、グランピング施設に付帯するサービスの提供を行っており、受渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社グループの履行義務が充足される時点で収益を認識しております。これらのサービスの対価は、概ね1ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法にて償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金残高に与える影響はありません。また、当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」とし、「その他」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「短期解約返戻引当金」は、当連結会計年度より「返金負債」を認識する方法に変更しており、「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました「助成金収入」(当連結会計年度1,458千円)については金額が僅少なため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係わる連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係わる連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

株式会社あどぼろの株式取得の際に認識したのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	1,159,147

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、連結子会社である株式会社あどぼろの超過収益力として識別したのれんの未償却残高1,080,182千円を、連結貸借対照表に計上しております。認識したのれんを含む資産グループは、主として事業計画の達成状況をモニタリングすることによって減損の兆候の有無の判断を行っております。のれんの減損の兆候を把握した場合、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合にはのれんを含む資産グループについて減損損失の認識を行うこととしております。

将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として見積もっておりますが、当該計画は種々の指標の主要な仮定に基づいて作成されており、この主要な仮定には不確実性が伴います。

これらの見積りにおいて用いた主要な仮定が、経済環境の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	1,837,527千円
建物及び構築物	187,473 〃
機械装置及び運搬具	17,740 〃
工具、器具及び備品	213,769 〃
レンタル資産	1,405,463 〃
リース資産	11,002 〃
その他	2,079 〃

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 50,422,200 株

2. 当連結会計年度末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び総数

普通株式 1,048,200 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、取引先企業の市場価格の変動リスクや財務状態の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、業務上の関係を有する企業に対するものであり、取引先企業の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

短期借入金、長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については専任の債権管理部門を設置することにより、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（時価の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に取引先企業の市場価格や財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(※2. をご参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(※2)	108,665	108,665	—
(2) 長期貸付金(※3)	19,006	18,763	△243
(3) リース投資資産(※3)	14,294	14,063	△230
資産計	141,966	141,492	△474
(4) 長期借入金(※3)	967,175	963,946	△3,229
(5) リース債務(※3)	14,294	14,063	△230
負債計	981,469	978,010	△3,459

※1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	51,609
関連会社株式(非上場)	39,217

※3. 長期貸付金、リース投資資産、長期借入金及びリース債務については、1年内回収予定の長期貸付金、リース投資資産、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	108,665	—	—	108,665
資産計	108,665	—	—	108,665

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期貸付金	—	18,763	—	18,763
リース投資資産	—	14,063	—	14,063
資産計	—	32,826	—	32,826
長期借入金	—	963,946	—	963,946
リース債務	—	14,063	—	14,063
負債計	—	978,010	—	978,010

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期貸付金 (1 年以内含む)

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース投資資産 (1 年以内含む)

リース投資資産の時価は、元金利の合計額を新規に同様のリース取引を行っ

た場合に想定される利率で割り引いた現在価値で算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年以内含む）

リース債務の時価は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値で算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	グローバル W i F i 事業	情報通信 サービス 事業	グランピング・ ツーリズム 事業	計		
データ通信	6,794,050	—	—	6,794,050	—	6,794,050
空港業務受託	4,881,025	—	—	4,881,025	—	4,881,025
OA機器	—	3,543,529	—	3,543,529	—	3,543,529
移動体通信 機器	—	2,730,724	—	2,730,724	—	2,730,724
インターネット メディア	—	766,259	—	766,259	—	766,259
ブロードバンド 回線	—	488,881	—	488,881	—	488,881
固定通信回線	—	482,486	—	482,486	—	482,486
グランピング	—	—	338,295	338,295	—	338,295
その他	1,034,783	1,548,707	—	2,583,490	186,750	2,770,241
顧客との契約 から生じる収益	12,709,860	9,560,588	338,295	22,608,745	186,750	22,795,495
その他の 収益(注) 2	1,680,090	1,012,140	—	2,692,231	—	2,692,231
外部顧客への 売上高	14,389,950	10,572,729	338,295	25,300,976	186,750	25,487,727

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、メディア事業、カタログ販売事業等を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

契約負債（期首残高）	324,972
契約負債（期末残高）	433,336

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、324,972千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	245円75銭
1株当たり当期純利益	31円96銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,393,925	流動負債	4,222,670
現金及び預金	6,165,387	買掛金	763,576
売掛金	3,346,749	リース債務	12,977
リース投資資産	12,977	未払金	2,027,403
商品	212,411	未払費用	89,672
貯蔵品	15,906	未払法人税等	419,364
前渡金	213,275	契約負債	228,015
前払費用	108,536	預り金	339,039
関係会社短期貸付金	81,721	賞与引当金	291,042
その他	336,024	その他の	51,577
貸倒引当金	△99,065	固定負債	18,031
固定資産	4,420,929	リース債務	1,317
有形固定資産	1,523,346	その他の	16,714
建物	758,245	負債合計	4,240,701
構築物	111,603	(純資産の部)	
機械及び装置	107,355	株主資本	10,577,007
車両運搬具	661	資本金	2,535,941
工具、器具及び備品	77,897	資本剰余金	2,602,056
レンタル資産	127,853	資本準備金	2,353,939
土地	309,710	その他資本剰余金	248,116
建設仮勘定	30,019	利益剰余金	7,301,978
無形固定資産	100,522	その他利益剰余金	7,301,978
ソフトウェア	100,522	固定資産圧縮積立金	37,738
投資その他の資産	2,797,060	繰越利益剰余金	7,264,239
投資有価証券	160,259	自己株式	△1,862,967
関係会社株式	941,821	評価・換算差額等	△14,198
出資金	3,327	その他有価証券評価差額金	△14,198
長期貸付金	3,915	新株予約権	11,344
関係会社長期貸付金	685,450	純資産合計	10,574,153
リース投資資産	1,317	負債・純資産合計	14,814,855
破産更生債権等	18,675		
長期前払費用	12,109		
繰延税金資産	301,040		
その他	749,849		
貸倒引当金	△80,706		
資産合計	14,814,855		

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,782,562
売 上 原 価		11,712,095
売 上 総 利 益		11,070,466
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,904,948
営 業 利 益		2,165,518
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,484	
受 取 配 当 金	4,615	
業 務 受 託 手 数 料	46,547	
そ の 他	5,528	72,174
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	6,493	
消 費 税 差 額	1,431	
そ の 他	603	8,528
経 常 利 益		2,229,164
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	274	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,230	1,504
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,432	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	17,405	
本 社 移 転 費 用	19,718	40,555
税 引 前 当 期 純 利 益		2,190,112
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	402,585	
法 人 税 等 調 整 額	266,569	669,155
当 期 純 利 益		1,520,957

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,387,915	2,205,914	248,116	2,454,031
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	148,025	148,025		148,025
固定資産圧縮積立金の 取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	148,025	148,025	—	148,025
当期末残高	2,535,941	2,353,939	248,116	2,602,056

(単位：千円)

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	固定資産圧 縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	40,020	5,741,000	5,781,020	△1,862,904	8,760,063
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					296,050
固定資産圧縮積立金の 取崩	△2,282	2,282	—		—
当期純利益		1,520,957	1,520,957		1,520,957
自己株式の取得				△63	△63
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△2,282	1,523,239	1,520,957	△63	1,816,944
当期末残高	37,738	7,264,239	7,301,978	△1,862,967	10,577,007

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,109	5,109	6,116	8,771,289
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				296,050
固定資産圧縮積立金の 取崩				—
当期純利益				1,520,957
自己株式の取得				△63
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△19,308	△19,308	5,227	△14,081
当期変動額合計	△19,308	△19,308	5,227	1,802,863
当期末残高	△14,198	△14,198	11,344	10,574,153

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等… 時価法

以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出)

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…先入先出法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

貯蔵品…先入先出法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）、レンタル資産及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 10～45年

機械及び装置 10～17年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 2～16年

レンタル資産 2年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

① グローバルW i F i 事業関連

グローバルW i F i 事業は、モバイルデータ通信を行うルーター端末のレンタルを主に行っており、契約に基づくレンタル期間において通信サービスを提供する義務があり、レンタル期間の履行義務の充足に伴い収益を認識しております。レンタルに含まれるリース収益については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、収益を認識しております。

また、空港業務受託は空港検疫所における日本入国時の検疫手続き関連業務の売上であります。顧客との間に締結した役務提供契約に基づきサービスを顧客に提供する義務があり、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

これらのサービスの対価は、概ね1ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 情報通信サービス事業関連

情報通信サービス事業は、複合機、ネットワーク機器等の販売、ホームページの制作等を行っており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があり、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。これらのサービス、商品提供の対価は、概ね1ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、通信回線の取次サービスにおいて、顧客が短期間で通信回線を解約した際に発生する返戻金の見込み額を返金負債として認識しております。

③ グランピング・ツーリズム事業関連

グランピング・ツーリズム事業は、グランピング施設に付帯するサービスの提供を行っており、受渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社グループの履行義務が充足される時点で収益を認識しております。これらのサービス提供の対価は、概ね1ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の期首の利益剰余金残高に与える影響はありません。また、当該会計基準の適用が計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示し、「流動負債」に表示していた「短期解約返戻引当金」は、当連結会計年度より「返金負債」を認識する方法に変更しており、「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「消費税差額」(前事業年度1,026千円)については金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係わる計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係わる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式(株式会社あどぼる)の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	941,821

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、株式会社あどぼるの株式を関係会社株式594,714千円として貸借対照表に計上しており、取得価額には超過収益力を評価した部分が含まれておりません。

関係会社株式の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行っております。

関係会社株式の評価における重要な見積りは発行会社の事業計画に基づく超過収益力等であり、その主要な仮定は、連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記)株式会社あどぼるの株式取得の際に認識したのれんの評価」に記載のとおりであります。

見積りにおいて用いた主要な仮定が、経済環境の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度において関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	1,643,101千円
建物	102,972 〃
構築物	3,666 〃
機械及び装置	7,126 〃
車両運搬具	1,452 〃
工具、器具及び備品	176,066 〃
レンタル資産	1,351,817 〃

2. 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	159,302千円
長期金銭債権	4,800 〃
短期金銭債務	399,138 〃

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	248,532千円
仕 入 高	874,016 〃
その他の営業取引高	266,146 〃
営業取引以外の取引高	60,964 〃

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,501,642 株
------	-------------

(税効果会計関係に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	89,117千円
未払事業税	31,377 "
未払社会保険料	11,064 "
投資有価証券評価損	138,626 "
関係会社株式評価損	17,605 "
貸倒引当金	55,046 "
返金負債	13,919 "
未払給与	19,010 "
資産除去債務	16,412 "
減価償却超過額	30,741 "
繰延資産償却超過額	9,791 "
商品評価損	4,119 "
減損損失	100,709 "
その他	21,405 "
繰延税金資産小計	<u>558,948 千円</u>
評価性引当額	<u>△241,253 "</u>
繰延税金資産合計	<u>317,695千円</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	<u>△16,655 "</u>
繰延税金負債合計	<u>△16,655千円</u>
繰延税金資産純額	<u>301,040千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ベストリンク株式会社	東京都新宿区	10,000	グローバルWiFi事業、情報通信サービス事業	所有直接100.0	グローバルWiFi事業、固定通信事業における業務委託等、役員の兼任	通信回線の卸売、利用料金の回収	228,033	売掛金	20,323
									預り金	258,474
子会社	株式会社ビジョンアド	東京都新宿区	10,000	広告事業	所有直接60.0	資金の貸付	利息の受取	1,874	関係会社長期貸付金(注3)	125,000
子会社	株式会社あどぼる	東京都渋谷区	10,000	情報通信サービス事業	所有直接49.1 間接1.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	131,721	関係会社短期貸付金	81,721
								4,420	関係会社長期貸付金	200,000
子会社	こしかの温泉株式会社	鹿児島県霧島市	53,880	グランピング・ツーリズム事業	所有直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取	6,852	関係会社長期貸付金	300,000

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格等の取引条件や貸付金の適用金利は、市場の実勢価格や市場金利等を参考にして、決定しております。

3. 株式会社ビジョンアドに対する貸付については、51,034千円の貸倒引当金を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	佐野 健一	—	—	当社 代表取締役 役社長	(被所有) 直接23.5	—	ストック・オプションの権利行使(注)1	174,522	—	—
							資金の貸付	500,000	—	—
							資金の回収	500,000	—	—
役員	中本 新一	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接0.6	—	ストック・オプションの権利行使(注)1	46,890	—	—

(注)1. 当社株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
貸付金の適用金利は、市場の実勢価格や市場金利等を参考にして、決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	215円92銭
1株当たり当期純利益	31円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

株式会社ビジョン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 上野 直樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永井 公人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビジョンの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジョン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

株式会社ビジョン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上野 直樹
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 永井 公人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビジョンの2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等及び管理責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であるとともに、その運用状況に係る事業報告の記載内容は適切であり、内部統制システムの構築・運用に関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月1日

株式会社ビジョン 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

梅原和彦 ㊟

社外監査役

茂田井純一 ㊟

社外監査役

寶角淳 ㊟

社外監査役

中島義則 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。

当社は、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条第2項を新設するものであります。

(2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を確保するため、定款第15条及び第23条に定める招集権者及び議長について変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議によって</u>、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた</u>取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会であらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	<p style="text-align: center;">ふりがな 氏名 (生年月日)</p> <p style="text-align: center;">さのけんいち 佐野健一 (1969年11月7日) [再任]</p>	<p>1995年6月 有限会社ビジョン 設立 代表取締役社長</p> <p>1996年4月 旧株式会社ビジョン 設立 代表取締役社長</p> <p>2001年12月 当社 設立 取締役</p> <p>2004年11月 当社 代表取締役社長（現任）</p> <p>【重要な兼職】 Vision Mobile Hawaii Inc. Representativedirector and president Vision Mobile Hong Kong Limited 董事長 GLOBAL WIFI.COM PTE.LTD. Representative Director 無限全球通移動通信股份有限公司 董事長 上海高效通信科技有限公司 董事長 Global WiFi France SAS président Vision Mobile Italia S.r.l. Presidente del CdA VISION MOBILE USA CORP. Director and President Vision Mobile New Caledonia SAS président</p> <p>【取締役候補者とした理由】 佐野健一氏は、当社の創業者であり、創業以来今日まで一貫して経営を主導してきた貴重な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>	<p>11,507,500 株</p>

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	なかもとしんいち 中本新一 (1972年10月21日) [再任]	1995年8月 有限会社ビジョン 入社 1996年4月 旧株式会社ビジョン 取締役 2004年11月 当社 取締役 2015年3月 当社取締役管理本部長 (現任)	315,000株
<p>【重要な兼職】</p> Vision Mobile Korea Inc. 理事 Vision Mobile Hawaii Inc. director and vice-president 無限全球通移動通信股份有限公司 董事 上海高效通信科技有限公司 董事 VISION MOBILE USA CORP. Director Vice-President こしかの温泉株式会社 取締役 <p>【取締役候補者とした理由】</p> 中本新一氏は、取締役、管理本部長として任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知見を有しています。また、1996年4月から約27年間当社取締役として企業活動に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	おおたけんじ 大田 健司 (1971年11月24日) [再任]	1997年11月 旧株式会社ビジョン 入社 2001年12月 当社取締役 2015年3月 当社取締役営業本部長 (現任)	97,700株
	<p>【重要な兼職】</p> <p>Vision Mobile Korea Inc. 理事 Vision Mobile Hawaii Inc. director and vice-president 無限全球通移動通信股份有限公司 董事 ベストリンク株式会社 代表取締役 上海高效通信科技有限公司 董事 Global WiFi France SAS directeur général Vision Mobile Italia S.r.l. Consigliere VISION MOBILE USA CORP. Director Vice-President Vision Mobile New Caledonia SAS directeur général 株式会社アルファードテクノ 代表取締役 株式会社BOS 取締役 株式会社ビジョンアド 取締役 株式会社ビジョンデジタルマーケティング 代表取締役 こしかの温泉株式会社 取締役 株式会社あどぼる 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大田健司氏は、取締役、営業本部長として任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知見を有しています。また、2001年12月から約21年間当社取締役として企業活動に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	ないとうしんいちろう 内藤真一郎 (1967年6月13日) [再任] [社外取締役候補者] [独立役員]	1991年4月 株式会社リクルート人材センター (現 株式会社リクルート) 入社 1994年10月 株式会社日本リモデル 入社 1995年12月 ペルソン・アンド・ペルソンエンターテインメント有限会社 (現 株式会社ペルソン) 設立取締役 1996年12月 株式会社アレスト (現 株式会社ファインドスター) 設立取締役 1998年7月 同社 代表取締役 (現任) 2009年6月 ターゲットメディア株式会社 (現 TMH) 取締役 (現任) 2009年7月 株式会社MDK 代表取締役 (現任) 2010年7月 株式会社ディポップス (現 株式会社ディポップスグループ) 取締役 (現任) 2011年7月 株式会社スタートライズ 取締役 2011年12月 株式会社ワンスター 取締役 2012年7月 スタークス株式会社 取締役 (現任) 2012年10月 株式会社Shift 取締役 (現任) 2015年7月 株式会社ワンスター 監査役 2015年9月 スターアセットコンサルティング株式会社 代表取締役 2015年11月 株式会社ファインドスターグループ 設立 代表取締役 (現任) 2016年3月 当社取締役 (現任) 2018年12月 テモナ株式会社 取締役 (現任)	—
【重要な兼職】 株式会社ファインドスターグループ 代表取締役 テモナ株式会社 取締役 【社外取締役候補者とした理由】 内藤真一郎氏は、WEBマーケティングに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与して頂くためです。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してから年数は、本定時株主総結の時をもって7年となります。 【独立性について】 内藤真一郎氏は、中立公正な独立機関として、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。 【責任限定契約の概要】 当社は、内藤真一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏が取締役に再選され、就任した場合には、当該契約を継続する予定であります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
	はらだしおり 原田 静 織 (1974年 6 月21日) [再任] [社外取締役候補者] [独立役員]	2001年 4 月 ソフトバンクコマース (現 ソフトバンク株式会社) 入社 2003年 9 月 デル株式会社 入社 ビジネスデベロップメントマネージャー 2006年 2 月 トレンドマイクロ株式会社 入社 グローバルマーケティングディレクター 2013年 9 月 Tripadvisor 株 式 会 社 代表取締役 2015年 7 月 株式会社ランドリーム 設立 代表取締役 (現任) 2016年 7 月 WILLER 株 式 会 社 取締役 (現任) 2017年 3 月 当社取締役 (現任) 2020年 7 月 TOUCH GROUP株式会社 代表取締役 (現任)	
5	<p>【重要な兼職】 株式会社ランドリーム 代表取締役 TOUCH GROUP株式会社 代表取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 原田静織氏は、インバウンドビジネスに関する豊富な経験及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や知見を活かし、経営を監視頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与して頂くためであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年となります。</p> <p>【独立性について】 原田静織氏は、中立公正な独立機関として、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。</p> <p>【責任限定契約の概要】 当社は、原田静織氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏が取締役に再選され、就任した場合には、当該契約を継続する予定であります。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
6	なかみちまさ 那珂通雅 (1964年8月14日) [再任] [社外取締役候補者] [独立役員]	1989年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 (現 シティグループ証券株式会社) 入社 2004年12月 日興シティグループ証券株式会社 (現 シティグループ証券株式会社) 常務執行役員債権本部共同本部長 2008年6月 同社 常務執行役員市場営業本部長 2009年10月 シティグループ証券株式会社 取締役 2009年12月 同社 取締役副社長 2010年12月 ストームハーバー証券株式会社 設立 代表取締役社長 2011年3月 GLM株式会社 監査役 2014年7月 あすかアセットマネジメント株式会社 取締役 2014年7月 株式会社eWell 取締役 2014年9月 株式会社アイスタイル 取締役(現任) 2014年10月 ストームハーバー証券株式会社取締役会長 2014年11月 株式会社ジーニー 取締役 2015年7月 プリベント少額短期保険株式会社 (現 ミカタ少額短期保険株式会社) 取締役(現任) 2016年7月 ボードウォーク・キャピタル株式会社 設立 代表取締役社長(現任) 2017年6月 株式会社アクセルレーター 設立代表取締役社長(現任) 2018年12月 ボードウォーク・トレーディング株式会社 取締役(現任) 2019年3月 当社 取締役(現任) 2020年5月 株式会社ベクトル 取締役(現任) 2021年5月 寶結株式会社 取締役(現任) 2022年9月 株式会社アドレクス 取締役(現任) 2022年10月 株式会社HRクラウド 取締役(現任)	10,600株
【重要な兼職】 ボードウォーク・キャピタル株式会社 代表取締役社長 株式会社アイスタイル 取締役 株式会社ベクトル 取締役 【社外取締役候補者とした理由】 那珂通雅氏は、金融業界・グローバルなビジネスに関する豊富な経験及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や知見を活かし、経営を監視頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与して頂くためであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。 【独立性について】 那珂通雅氏は、中立公正な独立機関として、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。 【責任限定契約の概要】 当社は、那珂通雅氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏が取締役に再選され、就任した場合には、当該契約を継続する予定であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 2004年11月1日付にて、株式会社ビジョン・ビジネス・ソリューションズが旧株式会社ビジョンを合併し、商号を株式会社ビジョンに変更しております。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該契約の被保険者になります。当該契約は、被保険者が取締役の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されます。なお、保険料金は全て当社にて負担されます。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任1名を含む監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	うめはらかずひこ 梅原和彦 (1953年3月3日) [再任] [社外監査役候補者] [独立役員]	1975年4月 東洋信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 2006年3月 エム・ユー・トラスト流動化サービス株式会社常務取締役 2008年6月 三菱UFJキャピタル株式会社常勤監査役 2015年6月 同社 顧問 2016年3月 当社常勤監査役(現任)	—
【社外監査役候補者とした理由】 梅原和彦氏は、金融機関での豊富な経験と高い見識を有しており、また、企業経営者としての経営に対する幅広い見識を、当社の監査体制に反映して頂くためであります。なお、同氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年となります。 【独立性について】 梅原和彦氏は、中立公正な独立機関として、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。 【責任限定契約の概要】 当社は、梅原和彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏が監査役に再選され、就任した場合には、当該契約を継続する予定であります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	もたいじゅんいち 茂田井純一 (1974年3月19日) [再任] [社外監査役候補者] [独立役員]	1996年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2006年6月 株式会社スタートトゥデイ(現 株式会社ZOZO) 監査役(現任) 2008年12月 株式会社アカウンティング・アシスト設立 代表取締役(現任) 2009年9月 株式会社ECナビ(現 株式会社CARTA HOLDINGS) 監査役(現任) 2015年3月 当社監査役(現任) サイバーエリアリサーチ株式会社(現 株式会社 Geolocation technology) 監査役(現任) 2017年12月 株式会社音楽館 監査役(現任) 2021年6月 gooddayホールディングス株式会社 取締役(現任)	—
【重要な兼職】 株式会社アカウンティング・アシスト 代表取締役 株式会社ZOZO 監査役 株式会社CARTA HOLDINGS 監査役 gooddaysホールディングス株式会社 取締役 株式会社Geolocation Technology 監査役 【社外監査役候補者とした理由】 茂田井純一氏は、公認会計士としての専門知識並びに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する適切な知見を有しており、また企業経営者として経験を当社の業務執行の指導及び監査に活かし、経営を監視頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与して頂くためであります。なお、同氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年となります。 【独立性について】 茂田井純一氏は、中立公正な独立機関として、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。 【責任限定契約の概要】 当社は、茂田井純一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏が監査役に再選され、就任した場合には、当該契約を継続する予定であります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	ほうずみじゅん 寶角 淳 (1977年9月1日) [再任] [社外監査役候補者] [独立役員]	2004年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2007年10月 株式会社リガヤパートナーズ入社 2010年10月 株式会社ストリーム 代表取締役副社長（現任） 2012年4月 監査法人シェルパートナーズ代表社員 2014年4月 株式会社ファーストロジック監査役（現任） 2014年10月 株式会社トライフォート監査役 2018年3月 当社監査役（現任）	—
【重要な兼職】 株式会社ストリーム 代表取締役副社長 株式会社ファーストロジック 監査役 【社外監査役候補者とした理由】 寶角淳氏は、公認会計士としての専門知識並びに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する適切な知見を有しており、また企業経営者として経験を当社の業務執行の指導及び監査に活かし、経営を監視頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与して頂くためであります。なお、同氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年となります。 【独立性について】 寶角淳氏は、中立公正な独立機関として、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。 【責任限定契約の概要】 当社は、寶角淳氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏が監査役に再選され、就任した場合には、当該契約を継続する予定であります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
4	にわてつや 丹羽 哲也 (1966年2月10日) [新任] [監査役候補者]	1996年2月 株式会社フルキャスト（現フルキャストホールディングス） 入社 2004年10月 同社 法務室部長 2007年10月 同社 コンプライアンス推進部長 2010年12月 同社 取締役 2011年11月 株式会社角川春樹事務所 入社 2014年10月 株式会社ビジョン 入社 法務部長 2016年1月 当社 法務部 統轄 2017年6月 株式会社メンバーズネット 監査役 2017年6月 ベストリンク株式会社 監査役 2017年6月 株式会社BOS 監査役 2017年6月 Vision Mobile Korea Inc. 監事 2017年6月 Vision Mobile Hawaii Inc. Director 2017年6月 無限全球通移動通信股份有限公司 監察人 2017年6月 上海高効通信科技有限公司 監察人 2017年6月 VISION MOBILE USA CORP. Director 2018年5月 株式会社ビジョンアド 監査役 2019年1月 当社 人事総務・法務管掌 執行役員 2020年3月 株式会社ビジョンデジタルマーケティング 監査役 2022年3月 武蔵精密工業株式会社 入社 2022年11月 当社 顧問	3,700株
<p>【監査役候補者とした理由】 丹羽哲也氏は、企業法務やコンプライアンスに関する相当程度の知見を有し、また当社の要職を務めた経験から、当社の経営を監督し、的確な助言・提言が期待されるため、当社の監査役候補者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p> <p>【責任限定契約の概要】 当社は、丹羽哲也氏が監査役に選任され、就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任額の限度額は、法令が定める額とすることを予定しております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当候補者が再任又は選任された場合には、各氏は当該契約の被保険者になります。当該契約は、被保険者が監査役地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が破産した場合、損害賠償金や訴訟費用等が補填されます。なお、保険料金は全て当社にて負担されます。

(ご参考)

取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会における各取締役及び監査役候補者のスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

	企業 経営	営業 マーケティング	財務 ファイナ ンス	I T デジタル DX	人事 労務 人材 開発	法務 リスク マネジ メント	グ ロー バ ル 経 験 多 性	E S G サ テ ナ ル ス イ ブ	投資 M & A
佐野健一	○	○	○	○				○	○
中本新一	○	○	○		○	○			
大田健司	○	○		○				○	○
内藤真一郎	○	○		○	○				○
那珂通雅	○	○	○				○		○
原田静織	○	○		○			○	○	
梅原和彦	○		○			○	○		○
茂田井純一	○		○	○		○			○
寶角淳	○		○	○		○			○
丹羽哲也					○	○			○

(注) 上記の一覧表は各氏の経験等を踏まえて、より専門性を発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を示すものではありません。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬限度額の改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2004年9月15日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額2億円以内、監査役の報酬限度額を年額2千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、取締役及び監査役の責務や期待される役割が増大することなど諸般の事情を考慮し、取締役及び監査役の報酬限度額を改定させていただきたいと存じます。

報酬限度額につきましては、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（そのうち社外取締役分1億円以内）、監査役の報酬限度額を年額4千万円以内に、それぞれ改定させていただきたいと存じます。

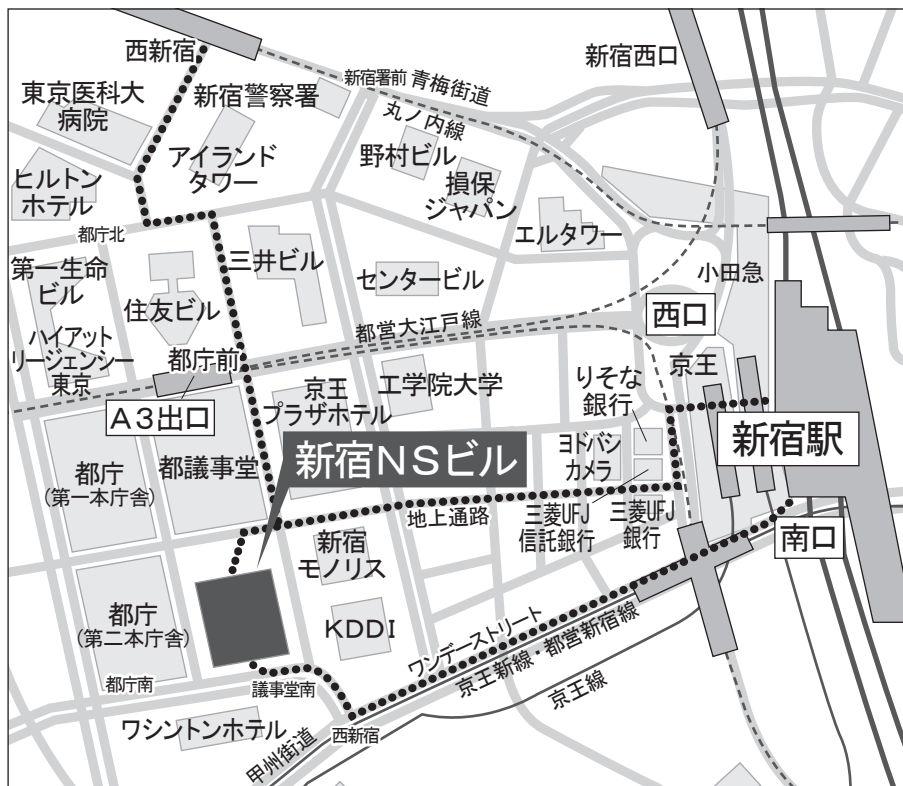
本議案は、当社の事業規模や今後の動向等を総合的に勘案し、取締役会において決定されたものであり、相当であると判断しております。

また、取締役の報酬限度額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル30階
NSスカイカンファレンス ホールB



株主総会会場までの主な交通のご案内

新宿駅南口・西口から徒歩約10分

東京メトロ丸ノ内線西新宿駅から徒歩約10分

都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約5分